

国立大学法人東京外国語大学研究講義棟共用スペースの使用に関する申合せ

〔平成19年 3月20日〕
規則 第33号

改正 平成21年 3月31日規則第56号 平成23年 6月14日規則第38号

（目的）

- 第1 この申合せは、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の研究講義棟内にある施設・設備（以下「共用スペース」という。）の長期にわたる利用を適正に管理することを目的とする。
- 2 この申合せでいう共用スペースとは、全学的な利用を前提とした教育・研究目的で使用する固定化されていないスペースで、プロジェクト、若手研究者等で使用する共同研究室等とする。

（使用申し込み及び許可）

- 第2 共用スペースを使用しようとする者は、大学院総合国際学研究院長（以下「研究院長」という。）へ使用申請書（第1号様式）を使用する日の1ヶ月前までに提出しなければならない。
- 2 研究院長は、使用申請をすみやかに外国語学部、大学院総合国際学研究院及び大学院総合国際学研究院の合同で構成される合同会議に付し、共用スペースの使用を許可するときは、施設マネジメント室長の合意を得て使用許可書（第2号様式）を交付する。

（遵守事項）

- 第3 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、常に共用スペース内の整理整頓に努めるとともに、盗難防止、火災予防等共用スペースの管理に当たらなければならない。
- 2 使用者は、許可された使用目的以外に共用スペースを使用することはできない。ただし、使用目的変更の許可を得た場合はその限りではない。
- 3 使用者が、使用目的の変更を行おうとする場合は、第2（使用申し込み及び許可）に準じて再度、申請し許可を得なければならない。
- 4 使用者は、共用スペースの使用目的が達せられた場合は、原状に復し、すみやかに研究院長に返還しなければならない。

（使用許可の取消・使用停止）

- 第4 研究院長は、使用者が許可なく使用目的の変更、共用スペースの改造等を行った場合は、共用スペースの使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。
- 2 使用許可の取り消しをされた場合は、原状に復し、すみやかに研究院長に返還しなければならない。

（共用スペースへの立入）

- 第5 管理上必要と認めるとき、研究院長は、共用スペース内に立ち入り、使用状況を検査することができる。

附 則

この申合せは、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

第 1 号様式

東京外国語大学研究講義棟
共用スペース使用申請書

年 月 日

大学院総合国際学研究院長 殿

申請者 氏名 _____

下記の部屋を使用したいので、許可願います。

記

部 屋 番 号	
部 屋 名	
使 用 期 間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
使 用 目 的	
申請者以外の使用者	
そ の 他	

第 2 号様式

東京外国語大学研究講義棟
共用スペース使用許可書

年 月 日

殿

大学院総合国際学研究院長

年 月 日付けの使用申請について、下記のとおり使用を許可いたします。

記

部 屋 番 号	
部 屋 名	
使 用 期 間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日
使 用 目 的	
申請者以外の使用者	
そ の 他	